

報告第 13 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 2 項の規定により，議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので報告する。

平成 28 年 11 月 30 日

調布市長 長 友 貴 樹

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成２８年１０月２８日

調布市長 長 友 貴 樹

市は、市が管理する下水道のマンホール蓋を完全に閉め切れていなかったため、その上を通過した普通自動車の底部に跳ね上がって接触したことより、損害を与えた事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

１ 損害賠償の額 ３３６，１９９円

２ 損害賠償の相手方

日野市旭が丘６丁目１２番地の１

株式会社ダスキン旭が丘支店

支店長 大 野 泰 範